

\\ 一人で悩まず、まず相談を！ //

消費者トラブルは 安城市消費生活センターへ



市消費生活センターでは、消費生活のトラブル解決に向けた相談を受け付けています。

昨年度の相談件数は611件でしたが、今年度は訪問販売の相談件数が2倍以上になる等、昨年度を上回るペースで相談が寄せられています。

知識と経験豊富な相談員が丁寧に相談に応じ、消費者トラブル解決をお手伝いします！

よくあるトラブル相談事例

ネット通販での定期購入(以下参照)

訪問販売(以下参照)

賃貸住宅・退去費用(本号5ページ参照)

偽メール(以下参照)

借金トラブル(多重債務)

定期購入

化粧品、サプリメント、シワ・シミ取りクリーム、健康食品等、SNSの広告を見て1回だけのつもりで注文したら2回目が届き、しかも高額だったという相談が多く寄せられています。注文前に定期購入ではないか最終確認画面を必ず確認してください。



訪問販売

リフォーム、蓄電池、新聞等、事業者が訪問してきて契約をしたが、高額なので解約したい等の相談が寄せられています。契約日を含む8日以内であればクーリング・オフできます。



偽メール

クレジットカード会社と偽る相手からカードの不正利用があったとメールが届いたが、そのカードは持っていないという相談が寄せられています。フィッシング詐欺(※)の手口かもしれませんので、記載されたURLにはアクセスしないようにしてください。

※偽サイトに誘導して個人情報を盗むネット犯罪の一種です。



お困りの際はすぐにご相談ください！

市消費生活センター ☎〈76〉7749

●場所 市役所さくら庁舎1階(市役所本庁舎から西へ徒歩3分)

●相談対応日時

(月)(火)(木)(金)(祝・年末年始を除く)午前9時30分～午後4時

※受付は午後3時30分まで。1人1時間以内。予約優先。

※電話相談も可。ただし多重債務の相談は面談。

※センター閉所時は、消費者ホットライン(☎188)へ。愛知県の相談窓口につながります。

●予約 希望日の1週間前から電話で同センターへ

